

## ハッ場ダム周辺地域観光 PR 業務 仕様書

### 1 業務名

ハッ場ダム周辺地域観光 PR 業務

### 2 目的

ハッ場ダム周辺地域の認知度を向上させ、観光来訪への動機づけ及び観光振興の推進を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (ア) 動画広告配信

- 当業務の目的を十分に理解し、表 1 の内容にて動画広告配信に係るすべての業務を行う。

表 1	
項目	内容
広告媒体	当業務の目的を達成するために最適な動画広告媒体を提案する。 ※複数の媒体を活用する提案も可。
配信動画	県が提供する動画を使用する。 ※複数利用可。 ※当事務所が承認した場合に限り動画編集可。  【ハッ場ダム周辺地域観光 PR 広告配信用動画】 ・ 2つの旅編 15 秒 ver. <a href="https://youtu.be/JLslK2zO62c">https://youtu.be/JLslK2zO62c</a> ・ 2つの旅編 30 秒 ver. <a href="https://youtu.be/kesP4sMRFew">https://youtu.be/kesP4sMRFew</a> ・ 2つの旅編 60 秒 ver. <a href="https://youtu.be/LY3opTRMsbw">https://youtu.be/LY3opTRMsbw</a> ・ 女子旅編 60 秒 ver. <a href="https://youtu.be/IOPwqcqvj0x0">https://youtu.be/IOPwqcqvj0x0</a> ・ 家族旅編 60 秒 ver. <a href="https://youtu.be/tYSjYeOOZA8">https://youtu.be/tYSjYeOOZA8</a>
配信期間	夏休み（7月下旬～8月）及び紅葉（10月下旬～11月上旬）シーズンにおける来訪を促すための配信期間を提案する。
ターゲット	・ 関東圏に居住し、旅行・温泉・自然・アウトドアに関心のある層 ・ ハッ場ダム及びハッ場ダム周辺地域を検索または来訪経験のある層 ・ 草津及び軽井沢を検索または来訪したことがある層
K P I	当業務の目的を達成するために最適な KPI（表示回数・視聴回数・視聴率・クリック数・クリック率など）を設定し提案する。
遷移先サイト	県が指定する web ページのリンクを設定する。
配信結果分析	広告配信における表示回数・視聴回数・視聴率・クリック数・クリック率・閲覧者の属性（性別、年齢、地域、特性等）等のデータを分析・考察する。 発注者の求めに応じて、分析・考察結果を報告する。

- ・ 広告配信媒体や配信期間、ターゲット等の詳細については、採用後、提案を基に発注者と協議の上で決定する。
- ・ 提案した KPI は契約期間内において必ず達成すること。達成できないと見込まれる場合は、発注者と協議の上、配信期間の延長等の手当を講じること。（※予算増額措置はいたしません。）
- ・ 当業務の分析・考察結果を踏まえ、最終報告時に次回以降の効果的な PR 手法等の提案を行うこと。
- ・ その他、当業務の目的に沿う効果的な提案があれば盛り込むものとする。

(イ) 効果測定

- ・ (ア) 動画広告配信が当業務の目的達成にどの程度寄与したか、表 2 の内容にて効果測定を行う。

表 2	
項目	内容
測定手法	最適な効果測定の手法を提案する。 ※複数の手法を活用する提案も可（来訪計測、認知度調査など）。
測定期間	提案した手法に応じて最適な期間を提案する。
測定結果分析	効果測定結果の分析・考察を行う。 発注者の求めに応じて、分析・考察結果を報告する。

- ・ 測定手法や期間等の詳細については、採用後、提案を基に発注者と協議の上で決定する。
- ・ 効果測定分析は、事業者が実施した測定内容と併せて、県が実施するアンケート調査も活用することを推奨する。
- ・ 当業務の分析・考察結果を踏まえ、最終報告時に次回以降の効果的な PR の提案を行うこと。

4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 12 日

5 成果品の提出

- ・ 提出物 : 業務実績報告書（様式任意） データー一式  
【内容】業務実施期間、業務実績（広告配信結果、効果測定結果、分析・考察結果、結果を踏まえた次回以降の提案、事業費等）
- ・ 提出期限：令和 7 年 12 月 12 日（金）
- ・ 提出先 : 〒377-0801 群馬県吾妻郡東吾妻町原町 5142  
八ッ場ダム水源地域対策事務所生活再建係

## 6 その他

- ・ 関係法令を遵守し、発注者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・ 受注者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを補償すること。
- ・ 成果物は、発注者の指定する方法で提出すること。
- ・ 受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示により、受託者の負担と責任において速やかに補足、修正等を行うものとする。
- ・ 本業務に関する成果品等の所有権や著作権は、原則として発注者に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定する。